



非営利21第3号
平成21年6月3日

金融担当大臣
与謝野 馨 殿



拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、当協会に対し格別のご配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

協会では、企業のガバナンスに関する問題、特に「インセンティブのねじれ」の問題に關しまして、これまで監査報酬の決定権を監査役（会）又は監査委員会に付与すべきと一貫して主張してまいりました。この問題に關しましては、平成19年6月に審議されました「公認会計士法等の一部を改正する法律」の衆議院財務金融委員会及び参議院財政金融委員会の附帯決議におきましても、財務情報の適正性の確保のためには、企業のガバナンスの充実・強化が不可欠であることから、監査役等の専門性及び独立性の強化、監査人の選任議案の決定権や監査報酬の決定権を監査役等に付与する措置について引き続き真剣な検討を行うこととされております。

法務省からは、上記の国会附帯決議等を受けて、会社法第399条により監査役（会）又は監査委員会に付与された会計監査人の報酬等の同意の制度が機能しているか否か、その運用状況等の実態を知りたいとの要望があり、当協会は、実態調査を実施の上、平成19年10月、当該調査結果を同省に報告しております。その後、こうした一連の動きを踏まえて、平成19年11月に会社法改正対策プロジェクトチームを設置し、上場会社のコーポレート・ガバナンスのあり方について広く検討を進めてまいりました。

当プロジェクトチームでは、「インセンティブのねじれ」の検討のほか、中長期的な観点から、上場会社の適切なコーポレート・ガバナンスの下におけるディスクロージャー制度・監査制度のあり方も含めて検討いたしました。これは、現行制度では、上場会社は会社法に基づき事業報告及び計算書類を作成する一方、金融商品取引法に基づき有価証券報告書を作成し、会社法と金融商品取引法の二元的なディスクロージャーが要求されており、開示項目が不要に重複する等の問題が生じていることに対応したものであり、また、金融商品取引法と会社法の二元的な監査制度による監査報告書の作成時期の違いにより生じている諸問題についても対応が必要であるとの理解によります。

以上の検討を踏まえて、この度、別添の「上場会社のコーポレート・ガバナンスとディスクロージャー制度のあり方に関する提言－上場会社の財務情報の信頼性向上のために－」を取りまとめ、去る5月21日付けで公表しました。提言の主旨を要望書として取りまとめましたので、是非ともご検討いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

要望書

ディスクロージャー制度・監査制度のあり方等に関する検討について

1. ディスクロージャー制度・監査制度のあり方について

貴府の金融審議会において、次の事項につきましてご審議いただけることを要望いたします。その際には、今回の提言内容に関しまして、何とぞご検討いただきたいお願い申し上げる次第です。

(1) 有価証券報告書の財務諸表と計算書類の実質的一元化について

上場会社の株主・投資家の受け取る財務情報の質・量、比較可能性、有用性等の観点から、金融商品取引法と会社法における財務情報の実質的な一元化について検討いただきたい。

財務情報の実質的な一元化の方法として、上場会社は有価証券報告書の財務諸表の作成により、会社法上の計算書類の作成がなされたものとみなす（つまり、株主・投資家向けに開示される財務情報として有価証券報告書の財務諸表のみを作成する。）といった方法が考えられる。

(2) 有価証券報告書の提出時期の見直しについて

金融商品取引法上、有価証券報告書の提出は定時株主総会後とされているが、適時開示の観点から、有価証券報告書の内容について、特に個別財務諸表及び非財務情報を中心に簡素化することも含め、有用性の観点から検討し、財務諸表が確定し、招集通知が発送された後、早期に有価証券報告書を提出できる方向で検討いただきたい。

早期提出が可能になれば、有価証券報告書と併せて内部統制報告書もEDINETで開示されることになり、議決権行使のために有用な情報が株主に対して間接的に提供されることになる効果があると考えられる。

(3) 個別財務諸表の開示の検討について

上場会社の有価証券報告書において、個別財務諸表は連結ベースの分析を補完する財務情報として利用されていることなどから引き続き開示が必要であるものの、現在よりも簡素化を図る方向も含め、その開示項目や様式について情報の有用性や諸外国の状況も十分踏まえた上で、検討いただきたい。

(4) 金融商品取引法と会社法に基づく監査制度の一元化について

上場会社については、財務情報の実質的な一元化と合わせて、金融商品取引法と会社法に基づく監査制度の一元化について検討いただきたい。

監査制度の一元化の方法として、金融商品取引法に基づく財務諸表の監査により、会社法に基づく計算書類の監査がなされたものとみなすといった方法が考えられる。

2. 上場会社のコーポレート・ガバナンスについて

貴重の金融審議会「我が国金融・資本市場の国際化に関するスタディグループ」におかれまして、現在、上場会社等のコーポレート・ガバナンスのあり方につきましてご審議されているところですが、当該審議に際しまして、次の事項についてもご検討いただきたくお願い申し上げます。

(1) 会計監査人の選任・報酬の決定について

会計監査人の選任に関わる主要な権限は、経営者（取締役会）から独立した監査役（会）が有することとし、監査役（会）が、監査委員会と同様に、株主総会に提案される会計監査人の選任議案の決定権を有するとともに、監査役（会）又は監査委員会が会計監査人の監査報酬の決定権を有する仕組みについて検討いただきたい。

(2) 監査役の機能の強化について

会社の業務執行に対する監査機能を高めるために、社外監査役の独立性（社外性）をより一層高めるとともに、高度化・複雑化する業務執行に対し監査役（会）が有効に機能するためには監査役の資質の向上を図る必要があることから、少なくとも1名については、財務及び会計に関する知見を有する者が選任されることを検討いただきたい。なお、監査役の職務を補助すべき使用人の充実が欠かせないと考えられ、上場会社においては当該使用人の積極的な設置が必要と考える。

なお、上記の1(1)及び(4)並びに2(1)及び(2)につきましては、法務省に対しましても、法制審議会においてご審議いただきたい旨を要望しておりますことを付言させていただきます。

以上